労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第一条**　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第十三条第四項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 ［一・二　略］ 2　［略］ （労働金庫法施行令に係る電磁的方法） **第二条**　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。）第一条の三第一項又は第一条の九第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十三条第四項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ （書面による議決権行使の期限） **第二条の二**　法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十一条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める時は、総会の日時の直前の業務取扱時間の終了時（第三十八条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ロの特定の時）とする。 （電磁的方法による議決権行使の期限） **第二条の三**　法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十二条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める時は、総会の日時の直前の業務取扱時間の終了時（第三十八条第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号ハの特定の時）とする。 （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第五条**　次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一　法第十三条第八項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十二条第五項 二～五　［略］ 六　法第四十一条の三において準用する会社法第三百九十六条第二項第二号 七～十四　［略］	（電磁的方法） **第一条**　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「法」という。）第十三条第五項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 ［一・二　同上］ 2　［同上］ （労働金庫法施行令に係る電磁的方法） **第二条**　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号。以下「令」という。）第一条の三第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第十三条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ ［条を加える。］ ［条を加える。］ （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第五条**　［同上］ ［号を加える。］ 一～四　［同上］ 五　法第四十一条の三において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百九十六条第二項第二号 六～十三　［同上］